

国民年金だより

4月から、さかのぼって免除申請できる期間が拡大されます

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが困難な場合、免除(※)を申請することができます。平成26年3月までは、免除申請できる期間は、申請日の直前の7月から翌年6月までの1年以内でした(学生納付特例は4月から翌年3月まで)。平成26年4月から法律が改正され、過去2年1ヶ月前までの期間について、さかのぼって免除申請できるようになりました。

(※)「免除」とは、全額免除、一部免除(3/4免除・半額免除・1/4免除)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

失業などの特例免除の対象期間も拡大されます。

災害・失業などを理由とした免除(特例免除といいます)は、前年所得が多い場合でも所得にかかわらず失業などがあった月の前月から免除が受けられますが、申請時点の前年4月以降に失業などがあったことが条件となっていました。平成26年4月からは、失業などの前月から翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになりました。

- ◎「失業した日」は「離職日の翌日」です。12月31日に離職したときは翌年が失業があった年となります。
- ◎全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

《過去分の免除申請は、一月ごとに申請できる期間が短くなります》

- 平成26年4月に免除申請→平成24年3月分までさかのぼって申請が可能
- 平成26年5月に免除申請→平成24年4月分までさかのぼって申請が可能

申請は
お早めに!



持参するもの… ①年金手帳 ②印かん(本人が署名する場合は不要です) ③他市町村から平成25年1月2日以降に転入された方は、平成25年度の所得課税証明書(過去分の免除申請の場合はそれぞれの年度のもの)が必要です(本人・配偶者・世帯主) ④失業などを理由とする場合は、離職票または雇用保険受給資格者証

お問い合わせは 国保年金課 ☎889-1798 または 那覇年金事務所 ☎855-1122

統計調査員の募集!!

南風原町では統計調査員を募集しています。統計調査員とは、国の行う各種統計調査において、調査票を配付・回収及び内容確認・整理をしていただくお仕事です。

◆ポイント◆

- ・自分の空いている時間で調査に回っていただけるので、時間の融通がききます。
- ・調査前には事前に説明会があるので初心者でも安心です。
- ・報酬は調査により変わりますが、3万~4万程度です。

◆応募資格◆

- ・20歳以上の健康な方
- ・税務・警察・選挙に直接関係のない方
- ・責任をもって調査を遂行できる方

◆平成26年度実施予定の統計調査◆

1. 経済センサス基礎調査・商業統計調査 基準日:平成26年7月1日
2. 工業統計調査 基準日:平成26年12月31日
3. 農林業センサス 基準日:平成27年2月1日

※統計調査員のお仕事は、基準日前後の約2ヶ月程度の期間となります。

統計調査員をやりたい!興味がある!話を聞いてみたい!という方は、南風原町企画財政課 統計担当までお気軽にお電話ください。町ホームページにも詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

お問い合わせは 企画財政課 統計担当 ☎889-3792

主婦の方も
多く活躍されて
いますよ~!!



各種健診を受けましょう♪

南風原町は、特定健診(長寿健診・基本健診)、がん検診、婦人がん検診を受診する方を対象に、検査料金の補助を行っています。生活習慣病と呼ばれる病気は、はじめは自覚症状がないことが多く、気付かないうちに病気が進行することがあります。これらの疾病の早期発見・早期治療のためにも、1年に1度は健康診断を受けて、ご自身の健康状態を把握し、生活習慣を見直しましょう!!

①特定健診(長寿健診・基本健診)

生活習慣病の発症の原因となるメタボリックシンドロームやその予備群の発見に重きを置いた検査が中心となり、効果的に生活習慣病を予防するための健診です。

◆対象者について

- 特定健康診査(特定健診)・・・40歳以上の南風原町国民健康保険に加入している方
- 長寿健康診査(長寿健診)・・・南風原町に在住の後期高齢者医療保険に加入している方
- 健康診査(基本健診)・・・南風原町に在住の20歳から40歳未満の方

◆健診費用について

自己負担なく、無料で受診できます(6,892円相当の健診が → 0円で受診できます!)

②がん検診・婦人がん検診

がん検診・婦人がん検診を受診する際の検査費用の一部(または全部)を補助します。

◆検査項目と対象者について

- 胃がん検診(バリウム)
 - 肺がん検診(レントゲン・喀痰)
 - 大腸がん検診(検便)
- ・・・南風原町に在住の40歳以上の方
- 子宮がん検診(頸部細胞診)・・・南風原町に在住の20歳以上の女性の方
 - 乳がん検診(マンモグラフィ)・・・南風原町に在住の40歳以上の女性の方

◆検査費用について

受診方法等によって変わります。※詳しくは、がん検診受診券・40歳未満受診券をご確認ください。

受診方法について どちらか1つを選び受診してください(重複受診分は全額自己負担になります!)

- ① 集団健診・・・町が指定した日時に、各字公民館またはちむぐくる館で受診する方法 ※1
- ② 個別健診・・・町と契約した医療機関で受診する方法 ※2
- ③ 人間ドック・・・町と契約した指定医療機関で「人間ドック」を申し込んで受診する方法 ※3 (40歳以上のみ)

※1 集団健診の日程表については、住民健診ガイド2014、がん検診受診券(40歳未満受診券)、保健事業予定表等をご確認ください。

※2 特定健診(長寿健診・基本健診含む)のみの受診の場合は、県内約300箇所以上の医療機関で受診することができますので、直接医療機関へお問い合わせください。がん検診を同時受診する場合は、指定医療機関での受診になります。がん検診受診券(40歳未満受診券)をご確認ください。

※3 特定健診(長寿健診)、がん検診の検査項目分の補助が受けられます。詳しくは、がん検診受診券をご確認ください。

受診に必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 健康診査受診券(特定健診受診券・長寿健診受診券)
- ③ がん検診受診券
- ④ 40歳未満受診券

※ 長寿健診受診券、がん検診受診券、40歳未満受診券は4月上旬に発送予定です。4月上旬に健診を受診予約されている方は、お手数をお掛けしますが、国保年金課までご連絡ください。

補助が受けられる期限

平成26年4月1日~平成27年3月31日まで

◆◆ 各種健診についてのお問い合わせは 国保年金課 ☎889-1798 ◆◆